「動物愛護推進員」とは？

地域の身近な相談員として，県などが実施する動物愛護普及事業への協力や，住民の求めに応じて動物の飼い方の助言をするなど，動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の活動をボランティアで行う方です。

令和４年４月，広島県では，獣医師や愛玩動物飼養管理士など，動物の愛護の推進に熱意と識見を有する方を対象に，「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき動物愛護推進員の委嘱を行いました。

なお，広島市，呉市，福山市は別途独自に委嘱することとなります。

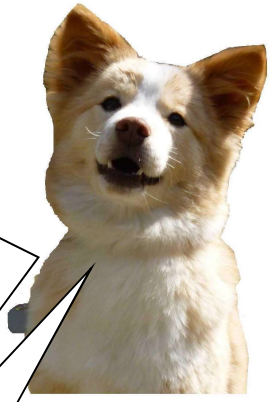

よろしく！

【主な活動内容】

- ○　犬・猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民への普及啓発
- ○　住民の求めに応じた，犬・猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
- ○　犬・猫等の譲渡の斡旋
- ○　行政が行う動物愛護管理施策への協力
- ○　飼い主に対する犬・猫等の飼養に関する助言等
- ○　災害時において，国又は都道府県等が行う犬，猫等の動物の避難，保護等に関する施策に必要な協力

※　公務員のような立入り・監視指導や措置命令などの権限はありません。
※　活動を行っている時は，動物愛護推進員の証を携帯しています。
※　活動を行う上で知りえた情報は第３者に漏らしてはいけないこととなっています。なお，動物愛護推進員としての任を解かれた後も同様です。

【委嘱者数】４０名

市町別の動物愛護推進員数の内訳

区域	市町	推進員数
西部	大竹市	0
	廿日市市	4
	安芸高田市	1
	安芸太田町	0
	北広島町	1
	府中町	1
	海田町	1
	熊野町	0
	坂町	0
	江田島市	0

区域	市町	推進員数
西部東	竹原市	2
	東広島市	１３
	大崎上島町	0
東部	三原市	6
	尾道市	4
	世羅町	1
	府中市	1
	神石高原町	0
北部	三次市	4
	庄原市	1

【動物愛護推進員に相談したいときは】

相談しようにゃ

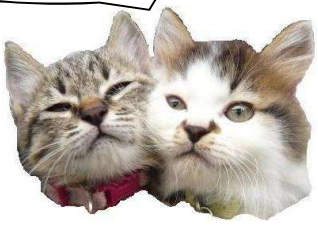

動物愛護推進員に動物の飼い方などの相談をしたい場合は，まずは，広島県動物愛護センター（電話　0848-86-6511）や県庁食品生活衛生課（電話　082-513-3103）にご相談ください。ご相談内容により，動物愛護推進員本人の承諾をいただいたうえで，ご紹介させていただきます。

広島県動物愛護センター